

## 第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年9月9日（木）9時00分～9時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 植木委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 田中穂委員、林委員

使用者代表委員 田中秀明委員、宮城委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 専門部会の運営について
- (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性に関する審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (4) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）
- (5) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）  
（写）
- (6) 年度別最低賃金改正一覧表
- (7) 最低賃金のリーフレット（鳥取労働局作成）

## 6 議事内容

○野口賃金室長補佐 ただ今から第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、労働者を代表する松岡委員、使用者を代表する寺尾委員は御欠席ですが、現時点で9名の委員のうち、7名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数は満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては、資料1ページの資料ナンバー1の委員名簿にて御確認をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして進めてまいります。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事(1)の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定することとなっておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、会長及び会長代理について、御推薦いただけますでしょうか。(道前委員が挙手)

道前委員、お願いいたします。

○道前委員 では、部会長に中野委員を、部会長代理に植木委員を推薦いたします。以上です。

○野口賃金室長補佐 今、御発言がありましたとおり、部会長に中野委員、部会長代理に植木委員を推薦いただきましたが、御異議なければ御承認いただいたということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。全員の御承認を頂きましたので、中野委員に部会長を、植木委員に部会長代理をお願いします。

それでは、事務局でプレートを準備いたします。

それでは、中野部会長、植木部会長代理に御挨拶を頂きたいと思いますので、中野部会長からよろしく願いいたします。

○中野部会長 皆さん、おはようございます。ただ今、御推薦いただきまして、部会長をさせていただくことになりました中野です。この部会のスムーズな議事進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○野口賃金室長補佐 植木部会長代理、お願いいたします。

○植木部会長代理 おはようございます。同じく、部会長代理に御推薦いただきました植木と申します。中野部会長を助けてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○野口賃金室長補佐 それでは、中野部会長、この後の議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

○中野部会長 では、早速、本日の次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

議事の2番目になりますけれども、専門部会の運営について、事務局からよろしく願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、御説明いたします。

専門部会及び議事録の公開、議事録の署名等につきましては、本審と同様に、専門部会も公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認及び署名委員に関しましては、部会長及び部会長が指名した委員が署名していただくということとしてよろしいか、御確認をお願いいたします。

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、今の説明について何か質問等ありますか。大丈夫ですかね。

では、今、説明がありましたけれども、本審と同様の取扱いにしたいと考えておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、本審と同様の取扱いといたします。

では、議事録の署名につきましては、労働者を代表する委員は林委員、使用者を代表する委員は宮城委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、続けて、議事の3番目ですけれども、鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正

決定の必要性に関する審議について、事務局から御説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 本日お配りしております資料を御説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点御説明させていただきます。

まず1点目ですが、鳥取県地方最低賃金審議会におきましては、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方々を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしてございまして、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目といたしまして、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は、新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用は行われていないということでございます。要するに、専門部会におきましては、結論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申を頂くこととなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

最後に、4点目です。最低賃金法第16条において、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨定められてございます。

以上が留意点でございます。

続きまして、お配りしております資料について簡単に御説明申し上げます。

資料の3ページに資料ナンバー2として審議会運営規程、5ページに資料ナンバー3として、専門部会運営規程を提出してございます。

資料の9ページからの資料ナンバー4は、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）でございます。御覧のとおり、7月9日に申出があり、同日受理したものでございます。申出は、労働協約ケースでございます。申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額800円と記載されてございます。この申出を受けまして、資料の11ページの資料ナンバー5のとおり、7月21日に鳥取労働局長から鳥取県地方最低賃金審議会会長に改正決定の必要性の有無について諮問をいたしたところでございます。その後、資料の13ページの資料ナンバー6及び資料の15ページの資料ナンバー7のとおり、時間額821円、令和3年10月6日発効で、鳥取県最低賃金額の改定が決定いたしました。

た。以上でございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、資料ナンバー4の申出書が提出された後に、令和3年度の鳥取県最低賃金額が821円に改正されたことにより、地域別最低賃金額が協約額の下限を上回るようになっております。改正決定の必要性及び今後の必要性の審議について、それぞれ労使の委員の方から意見をお伺いしたいと思っております。まず、労働者側の委員の方で、よろしく申し上げます。

○林委員 今年地域別最低賃金が821円に改正したことを受けて、協定額は800円ということであり、各種商品小売業最低賃金は実際には718円で止まっている形になっておりますが、当該労使のイニシアティブによって、毎年協定を変えておりますので、そういう意味で言うと、当該の労使としては、必要性はあるという認識だと思っていただいて構いませんし、やはり、地域別最低賃金とはまた違った、地域別最低賃金よりはアライアンスを持った協定額としているという労使の意向も受け止めていただけたらと思います。制度として、地域別最低賃金を上回る額の協定ではないということで、改正決定の必要性無しということになりますが、そのことを伝えておきます。

○中野部会長 ありがとうございます。

ほかに労働者側の委員、ありますか。いいでしょうか。

それでは、使用者側の委員の方、意見をお願いしたいと思います。

○宮城委員 先ほど室長から御説明があったとおり、労働協約のこの資料によりますと、最も低い額は800円ということで、10月6日から適用される鳥取県最低賃金額の821円を下回っているという状況ですけれども、先ほど林委員が言われたように、各種商品小売業については、昔から特定最低賃金の適用業種として認定されてきたわけですから、それを廃止するなどの意向は全く今のところございません。ただ、余りにもかい離が出てくる、あるいは、労働協約の最低額が常に下回っているという状況がずっと続けば、そういったお話もその時点で出てくるかもしれませんけれども、現状では、今の特定最低賃金の業種については変更するつもりもありませんし、そういった業種の重要性も認識しておりますので、今後もそういった形で審議したいと思っております。以上です。

○中野部会長 ありがとうございます。

では、田中委員。

○田中穂委員 今回の場合について、最低賃金法第16条がどう適用されるかというのを、

明確に金額の方で説明をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○今井賃金室長 お答えします。先ほど申し上げましたように、改正決定される特定最低賃金の最低賃金額は地域別最低賃金の最低賃金額を上回らなければならないというのが最低賃金法第16条でございます。現在、申出がなされている協約の下限額が800円です。改定するときは、その下限額を上回ることにはできないとなっておりますので、現在のところ、法律上は改定ができないということになろうかと思えます。

○田中穂委員 ありがとうございます。

○中野部会長 ほか、公益委員の方々、何かありますか。

では、労使それぞれの意見をお聞きしましたけれども、今日の資料ナンバー6にもありますが、各種商品小売業の最低賃金というのは、718円からずっと今まで改正が必要無しと、審議無しということで進められております。今、意見をお聞きしまして、それぞれ特定最低賃金額の協定額の下限を上回っているということで、改正の必要性の有無については認められないということでまとめていきたいと思っておりますが、今後、また来年度に向けても申出があれば、その都度必要性の有無や金額については審議していくべきのかなという具合に感じております。

それでは、改正決定の必要性というところについては、全会一致で必要性無しというところで決めたいと思えますが、皆さん、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、事務局の方で、専門部会報告書（案）を作成していただきたいと思えますが、5分程度でよろしいでしょうか。

○今井賃金室長 はい。

○中野部会長 では、5分程度、休会したいと思います。

〔休 会〕

○中野部会長 それでは、専門部会を再開いたします。

報告書（案）ができましたので、事務局から皆さんにお配りしてください。

では、事務局で報告書（案）の読上げをお願いいたします。

○今井賃金室長 読み上げさせていただきます。

案、令和3年9月9日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、中野聡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和3年7月21日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記

について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金を改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記として委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただいて御確認をいただき、読上げを省略いたします。

次ページには審議の経過を記載してございますが、御覧いただいて確認をいただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局の方から、(案)として本審議会に報告する内容を読み上げていただきましたが、本内容にて承認していただけますか。大丈夫ですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、この報告書(案)の「(案)」を取ったものを本審議会に報告いたします。

では、議事の3番目、必要性については以上といたします。

では、議事の4番目、その他になりますけれども、事務局から何かありますか。

○今井賃金室長 今後の日程について御説明いたします。次回、第530回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本審の委員におかれましては、9月16日木曜日10時より、こちらの会議室にて開催させていただきますので、御出席の方よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○中野部会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、何か質問等ありましたら手を挙げていただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。以上で、本日の専門部会は終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。

署名

部会長

委 員

委 員